

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 顧問先の引継料

Q : 税理士をしていた夫が死亡し、夫が生前関与していた顧問先を、夫の友人の税理士に引き継ぎました。この引継ぎに関して友人の税理士から対価として金銭を受け取りましたが、これは何所得になりますか。

A : 雑所得になります。

【解説】

税理士等が関与していた顧問先を他の税理士等に引き継いだ場合に受領した金銭については、次のような考え方があります。

- (1) 税理士業務を営業権に類似した一種の無体財産としてとらえ、引継ぎに伴い授受される金銭を、その財産権の譲渡の対価とみて譲渡所得とする考え方
- (2) 税理士とその関与先との関係が当事者間の信頼関係を基礎とした一身専属的なものであるところから、営業権等の譲渡の対価とは考えず、また、労務その他の役務の対価でもないとして一時所得とする考え方
- (3) (2)と同様な考え方ですが、労務の対価であるとした雑所得とする考え方

ところで、税理士とその顧問先との関係は一身専属的なものではありませんが、他の税理士に顧問先を紹介、あっせんし、その対価として受け取ったと考えるのが合理的と思われるから、労務その他の対価としての性質を有しないとするのは疑問です。また、顧問先の引継ぎを営業権又は事実上の権利の譲渡とするのも無理があります。

したがって、ご質問の場合、(3)の考え方により雑所得とするのが相当と思われます。



KIMIYO-I